

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四五
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 四五
- 土地改良法により換地処分をした件 四五
- 保安林の指定を解除する件二件 四五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 四五
- 保安林の指定施業要件を変更する 四五

### 公 告

- 道路の区域を変更する件 四五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 四五
- 景観計画の案を定めた件 四五
- 職業訓練指導員試験を実施する件 四五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四五
- 一般競争入札を行う件二件 四五
- 福島県議会 四五
- 福島県議会会議規則の一部を改正する規則 四五

## 告 示

### 福島県告示第五百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、鮫川堰土地改良区から平成二十年六月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月十日認可した。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第五百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、下郷町土地改良区が志源行地区元気な地域づくり交付金事業

(農業生産基盤整備一般)に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十年七月九日認可した。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

### 福島県告示第五百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年七月四日南棚塩地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農地管理課)

### 福島県告示第五百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市岩間町川田九九の一
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- 二一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市岩間町川田九九の一
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(治山対策課)

### 福島県告示第五百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市岩間町川田九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一

- 一の四から一〇一の六まで
- 2 保安林として指定された目的  
  2 潮害の防備
- 3 解除の理由  
  2 道路用地とするため
- 二1 解除に係る保安林の所在場所  
  いわき市岩間町川田九九の一、一〇〇の一、一〇一の一、一〇一の四、一〇一の五
- 2 保安林として指定された目的  
  2 公衆の保健
- 3 解除の理由  
  2 道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
  大沼郡会津美里町東尾岐字烏帽子嶽二六七二の三〇
- 二 指定の目的  
  水源のかん養
- 三 指定施業要件  
  1 立木の伐採方法  
    (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
    (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
    (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
      2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
        次のとおりとする。  
        (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
  喜多方市熱塩加納町米岡字七尺山乙一六〇三の九〇、乙一六〇三の九一、乙一六〇三の九三、乙一六〇三の九六
- 二 指定の目的  
  土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
  1 立木の伐採方法  
    (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
      字七尺山乙一六〇三の九〇、乙一六〇三の九一、乙一六〇三の九三、乙一六〇三の九六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）  
    (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
    (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
    (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
      2 立木の伐採の限度  
        次のとおりとする。

(治山対策課)

福島県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
  福島市御山字羽山三の一、三の三、六の二
- 二 保安林として指定された目的  
  名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件  
  1 立木の伐採方法  
    (一) 主伐は、択伐による。  
    (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
    (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
      2 立木の伐採の限度  
        次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課に備え置いて縦覧に供する。)

策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

(治山対策課)

福島県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名        | 区 間   | 変更前後         |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------|---|--------------|--------------|-----------------|---------------|
|            |   | 変更前          | 変更後          |                 |               |
| 国道二八<br>九号 | 東白川郡棚倉町大字寺<br>山字堂ノ沢二八番一<br>地先から<br>同 郡塙町大字堀越<br>字石上八二番一<br>地先まで | 一〇・六<br>二二・五 | 一〇・六<br>五二・二 | 一三三・八           | 一三三・八         |

(道路計画課)

公 告

公告第三百八十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人さくら訪問看護協会
- 三 代表者の氏名  
長谷川 幸子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市天神町十九番六号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対して、訪問介護事業、訪問看護事業等を行い、地域住民の健康の回復と維持増進に寄与することを目的とする。( )

(文化振興課)

公告第三百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月八日
- 二 名称  
特定非営利活動法人猪苗代雑草の会
- 三 代表者の氏名  
古川 憲男
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根乙五百八十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、就労支援等、地域社会で自立生活をするための支援に関する事業を行い、不特定多数の障害者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年七月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人アイ・ワイ
- 三 代表者の氏名  
伊東 義竹
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南会津郡下郷町大字中妻字大百刈六十八の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、不特定多数の下郷町近隣の地域住民に対して、在宅介護支援事業に関する事業を行ない、社会福祉に寄与することを目的とする。

公告第三百八十七号

景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画の案を定めただけ、福島県景観法施行条例（平成十七年福島県条例第百十五号）第二条第一項の規定により、この計画に係る関係図書を平成二十年七月十八日から同年八月一日まで福島県生活環境部環境共生総室環境共生課環境評価景観室及び各地方振興局県民環境部（いわき地方振興局）にあつては、県民部）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
（環境共生課環境評価景観室）

（文化振興課）

公告第三百八十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、平成二十年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験区分及び受験資格  
試験区分及び受験資格は、次の表のとおりとする。

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 試験区分        | 免 許 職 種  | 受 験 資 格  |
| 学科試験のうち指導方法 | 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「施行規則」という。）別表第十一に掲げるすべての免許職種 | 法第三十条第三項に規定する受験資格を有する者（法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。） |

二 試験科目  
施行規則別表第十一に掲げる科目とする。

三 試験期日  
平成二十年九月二十七日（土）

四 試験場所  
郡山市労働福祉会館 郡山市虎丸町七番七号

五 受験申請書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十年八月一日（金）から同月二十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送による場合は、同月二十九日（金）までの消印のあるものを有効とする。

2 提出先

六 受験手数料

学科試験の手料は三千円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはつて納入すること（消印はしないこと。）。

七 その他

1 受験申請書の用紙は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課で配布する。受験申請書の用紙の郵送を希望する場合には、あて先を明記し、百四十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

2 不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課（電話〇二四一五二一一七八二九）に問い合わせることに。

（産業人材育成課）

公告第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年七月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 高橋 隼人 南相馬市小高区井田川字北新田六〇五番地の一

（農村計画課）

公告第390号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年7月18日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 平成20年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年10月31日

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項



次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成20年福島県告示第300号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年8月20日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年7月28日午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年9月5日午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日午後5時30分までに到着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Utsukushima Education Network 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 5 September 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 4 September 2008
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

### 公告第391号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年7月18日

福島県知事 佐藤雄平

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 デスクトップパソコン 735台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年10月31日
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締

- 結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成20年福島県告示第300号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- なお、平成20年8月20日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年7月29日午後1時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月29日午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日午後5時30分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要件 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Desktop Personal computer 735
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 29 August 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 28 August 2008
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2 -16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima 960 -8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

## 福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十八日

福島県議会議長 遠藤 忠一

## 福島県議会規則第一号

## 福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会議規則（昭和三十四年福島県議会議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め。

## 附則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行の日から施行する。

(議事課)